

- [説明及び注意事項（最終更新日：2009/03/27）](#)
 - [目次（関連ページ一覧）](#)
- [推進論・反対論等のサイト](#)
 - [規制推進派の議論](#)
 - [規制慎重派の議論](#)
 - [独自の改正案や対案の紹介](#)
- [各種の整理及び検討（別ページでの詳細検討及び外部リンク）](#)
 - [「児童ポルノ法」の基礎知識](#)
 - [「児童ポルノ法」に関する法律的な検討](#)
 - [「児童ポルノ法」に関する過去の経緯の検討](#)
 - [「児童ポルノ法」関連記事・はてなブックマークでの反応](#)
 - [早川議員のブログのコメント欄での議論のまとめ](#)
- [「児童ポルノ法」改正案における与党（自民・公明）案と民主党案の違いの整理](#)
 - [両案の概要の整理及び違いの一覧](#)
 - [論点1：「単純所持規制」の導入](#)
 - [論点2：「単純所持規制」に伴う遡及処罰をどう捉えるか](#)
 - [論点3：創作物への表現規制を前提とした調査](#)
 - [論点4：「児童ポルノ」の定義](#)
 - [論点5：3号ポルノ](#)
 - [論点6：被害児童保護の施策](#)
 - [論点7：保護法益の明確化](#)
 - [論点8：所轄官庁](#)
- [誤誘導及び誤情報の訂正](#)
 - [「児童」といわれる年齢の日本と世界での違い](#)
 - [そもそも問題は、「単純所持規制」や「表現規制」ではない事](#)
 - [日本ではコンビニで「児童ポルノ」が売られているという事について](#)
 - [日本は児童ポルノサイトが世界で3番目に多い国であるという事などのNGOが主張する統計や数字について](#)
- [「児童ポルノ法」に関するQ&Aなど](#)
 - [不特定多数の人間を無差別に社会から葬り去る「究極の情報兵器」としても使えるのではないのでしょうか？](#)
 - [自分の子供の入浴写真を持っていても罪になるのはおかしいのではないのでしょうか？](#)
 - [30歳の女性が子供の頃に撮影したヌード写真をブログにアップした場合でも「子供の人権侵害」で処罰されるのは何故なのでしょう？](#)
 - [児童ポルノ対策は「出会い系サイト規制」の方が効果的ではないのでしょうか？](#)
 - [「子供の人権保護」という側面を重視するならば、「被害児童のケア」もすべきではないのでしょうか？](#)
 - [「単純所持禁止」が成立した場合、冤罪事件の増加などは予想されますか？](#)
 - [この種の法案は米国では何度か連邦最高裁で違憲判決が出たそうですが、その内容はどんなものなのでしょうか？](#)
- [最近の新聞報道・ブログ記事](#)
 - [児童ポルノ法に関する新聞報道](#)
 - [児童ポルノ法に関するブログ記事](#)

説明及び注意事項（最終更新日：2009/03/27）

このページに関しては、特段の断りやリンクがない箇所は、まとめ管理人が書いています。管理人は法律の専門家ではありませんので、専門家から見た場合はやや捉え方に問題のある記述などをしてしまう場合もあります。質問・情報提供や間違いの指摘等ありましたら、[こちらのコメント欄](#)までお願いします。このページの最新更新日は2009/03/27で、ページ構成を変更しました。

目次（関連ページ一覧）

テーマ別まとめ

- [メインページ（最終更新日：2009/03/27）](#)
- [児童ポルノ法/論点の追加説明](#)
- [児童ポルノ法/追加説明](#)
- [児童ポルノ法/法律的な検討（準備中）](#)
- [児童ポルノ法/経緯の検討](#)

[児童ポルノ法/賛成・反対派の議論と対案の検討](#)

資料・統計まとめ

- [児童ポルノ法/資料・統計](#)
- [児童ポルノ法/資料・統計（産業関連）](#)
- [児童ポルノ法/関連記事](#)
- [児童ポルノ法/報道記事一覧](#)
- [児童ポルノ法/報道記事ストック](#)

議論のまとめ

- [児童ポルノ法/早川ブログまとめ（関連エントリー一覧）](#)
- [児童ポルノ法/早川ブログまとめ/刑法的な問題](#)
- [児童ポルノ法/早川ブログまとめ/法律の運用実態の報告](#)
- [児童ポルノ法/早川ブログまとめ/単純所持規制と児童保護の関係](#)
- [児童ポルノ法/早川ブログまとめ/その他の問題](#)
- [児童ポルノ法/反対まとめテンプレ](#)
- [児童ポルノ法/意見まとめ](#)

国会・国会議員情報

- [国会質疑/児童ポルノ法](#)
- [国会議員情報/児童ポルノ法関連](#)

推進論・反対論等のサイト

規制推進派の議論

[児童ポルノ法/規制推進派の議論](#)

規制慎重派の議論

[児童ポルノ法/規制慎重派の議論](#)
[児童ポルノ法/規制慎重派のまとめサイト](#)
[児童ポルノ法/規制慎重派の署名・統計まとめ](#)

独自の改正案や対案の紹介

[児童ポルノ法/子ども性虐待禁止法案（エクパット・ジャパン・関西）](#)
[児童ポルノ法/児童ポルノ法改定問題に対する統一見解（子どもの人権と表現の自由を考える会）](#)

各種の整理及び検討（別ページでの詳細検討及び外部リンク）

「児童ポルノ法」の基礎知識

- [児童ポルノ（Wikipedia）](#)
- [児童ポルノ禁止法（Wikipedia）](#)
- [児童ポルノ法（はてな）](#)
- [児童ポルノ - ワードBOX - 西日本新聞](#)
- [児ポ法- 同人用語の基礎知識- 児童ポルノ法案とは？](#)

「児童ポルノ法」に関する法律的な検討

<http://www7.atwiki.jp/epolitics/pages/241.html>

「児童ポルノ法」に関する過去の経緯の検討

[児童ポルノ法改正/経緯（児童ポルノ法改正の経緯のまとめ）](#)
前回までの「児童ポルノ法」改正に関する資料をまとめたサイトとしては、[「児童ポルノ法関連情報」（2005年1月31日更新）](#)が参考になります。

「児童ポルノ法」関連記事・はてなブックマークでの反応

[児童ポルノ法/ネット上の記事・はてなブックマーク](#)

早川議員のブログのコメント欄での議論のまとめ

[児童ポルノ法/早川ブログまとめ（関連エントリー一覧）](#)

[児童ポルノ法/早川ブログまとめ/刑法的な問題](#)

[児童ポルノ法/早川ブログまとめ/法律の運用実態の報告](#)

[児童ポルノ法/早川ブログまとめ/単純所持規制と児童保護の関係](#)

[児童ポルノ法/早川ブログまとめ/その他の問題](#)

「児童ポルノ法」改正案における与党（自民・公明）案と民主党案の違いの整理

両案の概要の整理及び違いの一覧

この問題に関しては、公明党及びN G O ・各種宗教勢力が単純所持規制及び創作物への表現規制に積極的で、民主党は本来の法律の趣旨に沿った児童保護に力を入れて、各種の規制には日本国憲法の各種理念との関係や冤罪被害の防止という観点から消極的という構図になっています。

そういった枠組みの下、与党（自民・公明）案と民主党案の違いは、以下の7点になります。

「単純所持規制」の導入

与党案：導入（冤罪被害の防止に関しては言及なし）

民主党案：警察の捜査権拡大や冤罪被害の防止のため、取得罪で代替

「単純所持規制」に伴う遡及処罰をどう捉えるか

与党案：法解釈はクリアできるので導入

民主党案：憲法39条の趣旨に反するので導入せず

創作物への表現規制を前提とした調査の導入

与党案：表現規制を前提とした調査を導入

民主党案：憲法問題もあるので導入せず

「児童ポルノ」の定義

与党案：そのまま

民主党案：警察の捜査権拡大や冤罪被害防止のため定義厳格化

3号ポルノ

与党案：そのまま

民主党案：警察の捜査権拡大や冤罪被害防止のため削除

被害児童保護の施策

与党案：言及なし

民主党案：被害児童の保護の充実化

保護法益の明確化

与党案：あいまいなまま

民主党案：個人的法益保護法として明確に位置づける

所轄官庁

与党案：警察庁のまま

民主党案：犯罪取締り法ではなく、個人法益保護法として明確に位置づけるため 厚生労働省に変更

[資料：自民案・公明党案・与党案](#)

[資料：民主党案 リンク先PDF注意](#)

参考サイト

- [児童ポルノ法改正案を衆院に提出 実効性と人権への配慮を両立 民主党公式サイト](#)
- [児童ポルノ禁止法見直しへ 改正案で合意 単純所持に罰則規定 与党プロジェクトチーム 公明新聞](#)

論点1：「単純所持規制」の導入

与党案：導入（冤罪被害の防止に関しては言及なし）

民主党案：警察の捜査権拡大や冤罪被害の防止のため、所得罪で代替

[論点1：「単純所持規制」の導入と冤罪の関係に関する引用](#)

関連項目

- [「単純所持禁止」を制定した諸外国では冤罪被害者による自殺も起きているが、その点はどうするのか？](#)
- [「単純所持禁止」は社会を疑心暗鬼の方向に向かわせるような制度だが、その点はどうするのか？](#)
- [「単純所持禁止」を導入した場合、問題になっている「おとり捜査」を一層推進してしまうのではないかと？](#)
- [裁判員制度](#)

論点2：「単純所持規制」に伴う遡及処罰をどう捉えるか

与党案：法解釈はクリアできるので導入

民主党案：憲法39条の趣旨に反するので導入せず

与党案の「単純所持規制」を導入した場合、法改正後は、法改正前に入手したものでも違法とされる「児童ポルノ」を所有していた場合逮捕されます。

憲法39条「訴求処罰の禁止」は、国民の予測可能性や行動の自由を確保するという自由主義の理念によって支えられている原則のため、与党案が通れば、憲法39条「訴求処罰の禁止」に違反した立法であるという指摘もされています。

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

この件に関する法解釈は、所持罪は継続犯であり、単純所持罪の施行後の所持については、新規に単純所持罪が成立して遡及処罰される訳ではないという解釈になるようです。

[FAQ児童ポルノ・児童買春]単純所持罪（持っているだけで逮捕される）の施行と刑罰法規不遡及- 奥村徹弁護士の見解

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20080831>

所持罪というのは、継続犯なので単純所持罪の施行後の所持については、単純所持罪が成立するというので、遡及処罰されるわけではありません。

現行法（目的所持罪）でも、当初、目的がない所持については、目的所持罪は成立しませんが、目的を生じた以降の所持については、目的所持罪が成立します。

そのため、法解釈上は憲法問題をクリアできるので、実質的な遡及処罰であっても「単純所持禁止」を主張する与党案と、憲法の趣旨に沿って実質的な遡及処罰をせず取得罪の創設によって代替する民主党案の間で違いが出ています。

論点3：創作物への表現規制を前提とした調査

与党案：表現規制を前提とした調査を導入

民主案：憲法問題もあるので導入せず

[論点3：創作物への表現規制を前提とした調査に関する引用](#)で触れた高市早苗議員及び公明党の回答にある「規制を前提とした調査」を法案に盛り込んだ場合、その程度によっては憲法21条で禁止されている「検閲」に当る可能性が出てきます。

日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

憲法21条2項の「検閲」の意味については、最高裁判例が出ています。

最大判昭和59年12月12日民衆38巻12号1308頁

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070914155802.pdf>

【憲法二一条二項にいう「検閲」とは、行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。】

この場合の論点は3つのレベルに分かれます。

狭義の「検閲」に該当し、憲法違反の可能性があるという問題

狭義の「検閲」には該当しないが、国家が情報に線引きを行うという「表現の自由に対する制約の一般的なあり方としての是非」としての問題

日本の場合、法的根拠がなくても「お察し」による実質的な検閲機能が働くため、過剰コンプライアンスによる文化の衰退を招き、コンテンツ産業に壊滅的打撃を与える可能性があるという問題

から検討していくと、ポルノは「思想内容等の表現物」なのか？という議論はありますが、そのような表現物を目にして不快になる人がいる事からも、「思想内容等の表現物」として捉える事が可能です（なぜ不快になるのかという説明は、女性学的な見地からの説明で関連項目を参照して下さい）。

この場合、最高裁の「検閲」の定義を引用して定義に当てはまるかの検討で「これこれだから、検閲に当たる」という論にもっていき、規制を正当化するようなデータや統計が存在しない事（その事は政府も答弁で認めています）と合わせて訴訟を行った場合、違憲判決が出る可能性があります（実際には、多大な費用と時間をかけて違憲訴訟を戦う人はいないと思いますが）。

[共謀罪、児童ポルノ法などの反対論の際に出てきた「立法事実」というのは、どのような概念なのでしょう？](#)

に関しては、狭義の検閲には該当しないけれども、「表現の自由に対する制約の一般的なあり方としての是非」としての問題になるという点です。憲法の法解釈としての「検閲」という概念は、ある物を出版の前に国家機関が審査し、場合によっては発行禁止処分をすることをいいます。そのため、仮に表現規制を導入した場合でも、憲法の法解釈上の論点としての「検閲」には当たらず、国家や国家機関が情報に線引きを行い「思想・良心の自由」「言論・表現の自由」を侵害するという「表現の自由に対する制約の一般的なあり方としての是非」の問題になってくるという考え方です。

に関しては、「表現の自由に対する制約の一般的なあり方としての是非」の問題に加え、日本の法文化としては法的根拠がなくても「お察し」によって自主規制が始まり、それによって実質的な「検閲」が行われてしまうため、過剰コンプライアンスによる文化の衰退を招く事、コンテンツ産業に壊滅的打撃を与える可能性があるのではないか？といった問題の指摘もされています。

関連項目

- [「ドラえもん」も発禁になる可能性がある場合、過剰コンプライアンスによって日本のコンテンツ産業が壊滅するのではないか？](#)

論点4：「児童ポルノ」の定義

与党案：そのまま

民主案：警察の捜査権拡大や冤罪被害防止のため定義厳格化

参考サイト

- [「児童ポルノ」を定義できない法務省」って議員から突っ込むのは法務省に気の毒ですよ。 - 奥村徹弁護士の見解](#)

論点5：3号ポルノ

与党案：そのまま

民主案：警察の捜査権拡大や冤罪被害防止のため削除

論点6：被害児童保護の施策

与党案：言及なし

民主案：被害児童の保護の充実化

論点7：保護法益の明確化

与党案：あいまいなまま

民主案：個人適法保護法として明確に位置づける

女子高生の裸画像、メールで広める...高1少年を家裁送致 奥村徹弁護士の見解 (2009/03/07)

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20090327#1238118119>

社会的風潮を保護法益に加えると、撮って送ってくる児童は「自己被害化」じゃなくて、単なる「児童ポルノ製造犯人」になりますね。

論点8：所轄官庁

与党案：警察庁のまま

民主案：犯罪取締り法ではなく、個人法益保護法として明確に位置づけるため厚生労働省に変更

民主案は、所轄官庁を（犯罪取締りを行う）警察庁から（児童福祉・児童保護を行う）厚生労働省に移管し、社会保障審議会による被害児童に関する施策の定期的な検証・評価の実施、厚生労働大臣に対する意見具申を行うという提案をしています。

誤誘導及び誤情報の訂正

「児童」といわれる年齢の日本と世界での違い

日本 18歳未満に見える(ヌード芸術も不可)

アメリカ 18歳未満 (ヌード、芸術は可)

イギリス 13歳未満

フランス 15歳未満

ドイツ 14歳未満

ロシア 無し

イタリア 14歳未満

ノルウェー 16歳未満

スイス 16歳未満

デンマーク 15歳未満

キューバ 13歳未満

スペイン 13歳未満

そもそもの問題は、「単純所持規制」や「表現規制」ではない事

詳細に関しては、[追加ページの該当項目](#)に記載しました。

概略は、以下のようになっています。

そもそもの問題として、児童ポルノ法が制定された大きな動機は東南アジアでの日本人男性の児童買春問題でした。2004年の法改正の際、衆議院の「[青少年問題に関する特別委員会（2004/06/01）](#)」においての法案の制定理由の説明も以下の通りです。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律は、国内における援助交際や東南アジアにおける買春ツアー等が社会問題となっていた中、児童買春、児童ポルノに係る行為を処罰し、児童を保護するため、平成十一年に議員立法により制定されたもので、同法附則においては、施行後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものと規定されております。

児童ポルノ法施行後、10年が経過しようとしていますが、その間におけるそもそもの問題であった東南アジアでの児童買春問題はどようになったのかについては、「[青少年問題に関する特別委員会（2008/04/10）](#)」で民主党の吉田泉議員が質問した結果、これまでの統計は以下のようになっているという返答がされました。

平成十一年十一月の児童買春、児童ポルノ禁止法施行後、平成十九年末までに検挙いたしました児童買春事件の検挙件数及び検挙人員は、一万二千二百三十五件、八百三十七人、児童ポルノ事件の検挙件数及び検挙人員は、二千五百五十五件、千八百二十五人となっております。

特に、児童ポルノ事件につきましては、平成十七年から検挙件数、検挙人員とも大幅に増加をし、現在まで高水準で推移をしております。この増加につきましては、平成十六年の同法の改正による取り締まりの強化などが要因の一つとして挙げられるものと認識をしております。

また、国外犯の検挙状況につきましては、これまで、タイ、カンボジア、フィリピンでの日本人による児童買春、児童ポルノ禁止法違反事件で十件、十六名を検挙しております。その内訳は、児童買春事件が六件、六名、児童ポルノ事件が四件、十名となっております。

こういった状況の中、現在「児童ポルノ法」は改正が検討されていますが、法改正に向けて「日本ユニセフ協会」が中心となって行っているキャンペーンの内容は、[「アニメ・漫画・ゲームも「準児童ポルノ」として違法化訴えるキャンペーン MSとヤフーが賛同（2008/03/11）」](#)といったものになっています。

そのため、「そもそも問題の解決は訴えないのか?」「被害児童のケアといった問題はどうか?」などといった疑問も指摘されています。

[「子供の人権保護」という側面を重視するならば、「被害児童のケア」もすべきでは?](#)

日本ではコンビニで「児童ポルノ」が売られているという事について

そもそも、現行の「児童」の定義が18歳以下となっている上に「児童ポルノ」の定義も曖昧で広すぎます。ジャニーズJrの半裸の写真や女子高生の水着写真も「児童ポルノ」に該当する可能性がありますし、「準児童ポルノ」という概念を用いばなんでもコンビニで売っている事になります。

「風紀を乱す猥褻物」に該当する雑誌等がコンビニで売られているケースもあるという事は事実ですが、一般の方が「児童ポルノ」と聞いてイメージする「小学生・中学生を虐待している雑誌・写真」を取り扱っているコンビニというのは、どこにあるのでしょうか?

なお、「誰でも閲覧可能」という枠組みで捉えた場合、問題となってくるのはインターネット上にある「児童ポルノ」に当たるコンテンツになると思いますが、こちらは現行法の提供目的所持で摘発は可能です。

日本は児童ポルノサイトが世界で3番目に多い国であるという事などのNGOが主張する統計や数字について

日本での「市民運動」をしている団体の場合、日本の状況を国際的に批判させて自分達の主張に国際的な権威をつけようとするため、国際会議などで主張する統計数字や事実は主観的で過大評価している事がほとんどです。

インターネットの発達前は、その種の主張も検証に晒されなかったため問題が表面化しませんが、昨今では広く検証に晒され、検証を行わずに一方的な情報を流してしまう一部のマスメディアの情報の信頼性も低下していったという構図になっています。

「性的搾取」反対の世界会議 準備会合（2008/10/11）

<http://www.yomiuri.co.jp/komachi/news/mixnews/20081011ok01.htm>

子どもの性的搾取とは、買春、人身売買、ポルノなど、子どもを性的な対象として扱う虐待行為を言う。

性的搾取の中でも、状況が悪化しているのが児童ポルノの問題だ。米国では、認知された児童ポルノのサイト数が2001年に2万だったのに対し、06年には34万と激増。準備会合では、日本も児童ポルノのサイトが多数つくられている国の一つとなっている現状が指摘された。

国際NGO「ECPAT/ストップ子ども買春の会」共同代表の宮本潤子さんの報告によると、05年3月～06年10月の集計で、日本は、米国、ロシアに続き3番目に児童ポルノのサイトが多い国という（ECPATスウェーデンホットライン調べ）。

上記の数字に関しては、日本のみイラストを「児童ポルノ」として統計に入れた疑いがあるなど、統計数字の出し方への疑問が指摘されています。

1998年、日本に「児童ポルノ」の法規制を求める際のICPOの主張では「世界中の商業サイトで見ることのできる児童ポルノのうち80%にもあたるものが日本からのもの」との事でしたが、その事自体が規制を求めた「市民団体」の主張する数字で、同時期に「カナダの税関を通過している児童ポルノのうち80%に当たるものが日本製」というICPOの出した数字と一致しています。

また、仮に「世界中の商業サイトで見ることのできる児童ポルノの80%が日本製」という当時の事実認識が正しかったとしても、その状況は法規制を制定してから劇的に変化しています。

2002年3月20日の参議院・内閣委員会で触れられていましたが、「インターネット・ウォッチ・ファンデーション（インターネット監視財団）の調査では、一九九七年に日本は世界シェアの二三%だったんですが、二年後の九九年には二%に減少しています」というのが、英国の半官半民の財団（「[Wikipediaの一部を「児童ポルノ」としてブロックした事もあります](#)」）の調査による日本の「児童ポルノ」の世界シェアの推移です。

今現在がどうなっているのかについては、統計を取る団体によって誤差はありますが

イタリア児童保護団体テレフォノ・アルコバレーノによる2008年9月（最新版）の国別児童ポルノサイト数

http://www.telefonoarcobaleno.org/en/pdf/report_sep_2008_en.pdf

という調査によると、日本の児童ポルノサイトの数は6サイトであり、世界で12位になるそうです。

日本の児童ポルノサイトの数に関しては、最近の国会でも「[青少年問題に関する特別委員会（2008/04/10）](#)」において、民主党の吉田泉議員によって別団体の調査した数字を引用して「日本が児童ポルノ大国というのは、実態とは違うのではないか?」という質問が行われました。

三番目の数字は、今度は児童ポルノの発信度です。これは、英国のインターネット監視財団という半官半民の財団、これの数字によると、アメリカが全体の五四%、ロシアが二八%、ヨーロッパが八%、アジアが七%。日本はそのアジアの中に入っているわけですから、これも日本はせいぜい数%というデータがあります。

何かこういう数字を見ますと、私は、日本は、性犯罪、そして児童ポルノの利用さらには発信、いずれもG8の中では一番低いレベルにあるんじゃないかというふうに推測したわけでありませぬ。

「児童ポルノ法」に関するQ&Aなど

不特定多数の人間を無差別に社会から葬り去る「究極の情報兵器」としても使えるのではないのでしょうか？

小寺信良：「児童ポルノ法改正」に潜む危険

http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0803/17/news010_2.html

さらにウイルスのような形で、「自動えん罪プログラム」を作ること可能だろう、PCに潜み、定期的に大量の児童ポルノをユーザーの気づかないフォルダに長年にわたり蓄積し、ある程度年数が経ったところで警察に匿名で通報するようなプログラムである。この法改正で、児童ポルノ法は不特定多数の人間を無差別に社会から葬り去る、「究極の情報兵器」となりうるのである。

この点に関しては、法運用面でのリスクを完全に排除する事はできなかったため、与党（自民・公明）案でも**早川修正案**が一部採用され「**自己の性的好奇心を満たす目的**」での児童ポルノの所持に限って処罰対象となったため、「究極の情報兵器」で処罰されるリスクは無くなるようです。

民主党案に関しては、「単純所持規制」は入っていませんので、元々この種の問題は発生しません。

自分の子供の入浴写真を持っていても罪になるのはおかしいのではないのでしょうか？

「児童ポルノを定義できない法務省」って議員から突っ込むのは法務省に気の毒ですよ。 - 奥村徹弁護士の見解

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20080303/1204526863>

「若い夫婦がブログで行っている育児日記で子供の裸の写真をアップした場合」については、3号ポルノの性欲刺激要件が問題になりますが、一般人基準で判断するといいつつ、0歳児の裸で興奮する人も少なからずいるので、それを一般人に取り込んでしまうと、一般人基準で性欲刺激するという認定が可能で、奥村が知る限り、0才の児童ポルノ、6才の児童ポルノが認定されています。

「単純所持禁止」が導入された場合、子供の写真を「提供」ではなく「所持」しただけで罪になるようになってしまい、多くの方から懸念が寄せられていましたが、この懸念は立法段階で基準を明確化しない限り払拭されませんでした。

この懸念を受けて、与党（自民・公明）案でも**早川修正案**が一部採用され「**自己の性的好奇心を満たす目的**」での児童ポルノの所持に限って処罰対象となったため、立法段階での基準の明確化で対応が図られるようです。

民主党案に関しては、「単純所持規制」は入っていませんので、元々この種の問題は発生しません。

30歳の女性が子供の頃に撮影したヌード写真をブログにアップした場合でも「子供の人権侵害」で処罰されるのは何故なのでしょう？

[追加ページの当該項目](#)に記載しました。

児童ポルノ対策は「出会い系サイト規制」の方が効果的ではないのでしょうか？

[追加ページの当該項目](#)に記載しました。

「子供の人権保護」という側面を重視するならば、「被害児童のケア」もすべきではないのでしょうか？

「児童ポルノ法」制定当初はこれも法案に盛り込まれたいはずですが、今では少しも触れられていないそうです。民間NGOで、児童虐待防止キャンペーンを行ってる「オレンジリボン」運動などがありますが、そういった活動をしている団体のサポートをするなどの声明が一切無いという点も指摘されています（この活動に関しては、日本ユニセフ協会は協賛団体のメンバーではないそうです）。

国は児童ポルノ・児童買春被害者の救済を怠っている - 奥村徹弁護士の見解（2008/05/26）

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20080526/1211755257>

法律が予定しているのは、責任は加害者に、被害者ケアは「関係行政機関」という体制である。交通事故にたとえると、責任は加害者にあるが、治療については救急医療体制が整えられて医療機関が行うこととされているのと同じである。

ところが、児童買春(かいしゅん)被害については、法律上体制が義務づけられているにもかかわらず、実際に「関係行政機関」がケアを行うことはない。

結局、被害児童救済は進まない - 奥村徹弁護士の見解（2008/06/07）

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20080607/1212795452>

児童ポルノ・児童買春の被害者は、条文上存在するが、実際には姿が見えない。国や自治体は救済しないし、国内のNPOも声高に規制を求めた割には全く救済に動かない。謝罪に向かった弁護士は被害者からそういう状況をさんざん聞かされる。

だから、被害児童は救済されないんですよ。

単純所持罪とか二次元を規制しても、救済する気がないんだから、救済されない。

「単純所持禁止」が成立した場合、冤罪事件の増加などは予想されますか？

海外では、多数の具体例があります。

日本の場合でも、2009年に逆転判決が出た足利（冤罪）事件の原因の一つには、被告に対する偏見があったといわれていますので、そういった事が助長される可能性はあります。

[刑法・刑事政策/足利冤罪事件](#)

この種の法案は米国では何度か連邦最高裁で違憲判決が出たそうですが、その内容はどんなものでしょうか？

[表現の自由/米国の状況](#)

最近の新聞報道・ブログ記事

児童ポルノ法に関する新聞報道

newsプラグインエラー:「児童ポルノ」の検索結果を取得できませんでした

- [4歳娘のポルノ動画など携帯で送る 札幌と大阪の母親ら逮捕 - MSN産経ニュース](#)
- [児童買春容疑でデリヘル経営者ら逮捕 - 日刊スポーツ](#)
- [児童ポルノ宣伝で日本人の男に禁錮17年 - サンケイスポーツ](#)
- [児童ポルノ販売容疑で逮捕 DVD 6千枚押収 - MSN産経ニュース](#)
- [児童買春:四日市市の元嘱託職員に有罪判決 - 地裁支部 / 三重 - 毎日新聞](#)
- [児童ポルノで日本人に禁錮17年 = 米 - 時事通信](#)
- [タチノ被告、児童ポルノ宣伝で禁錮17年 - サンケイスポーツ](#)
- [スウェーデン「非実在青少年」裁判の当事者を直撃 過剰な表現規制が生み出す冤罪の構図とは - 日刊サイゾー](#)
- [児童ポルノ:動画公開、容疑で大阪の男を逮捕 - 県警 / 奈良 - 毎日新聞](#)
- [少女に裸の画像送信させる - MSN産経ニュース](#)

児童ポルノ法に関するブログ記事

2012年05月25日(金)

- [\[FAQ児童ポルノ・児童買春\]児童だと知らなかったといえば、...](#)

2012年05月24日(木)

- [\[その他\]被害者特定事項秘匿の申出に対する弁護人の意見](#)
- [\[児童ポルノ・児童買春\]\[性犯罪\]強制わいせつ罪と5項製造罪 ...](#)
- [母親の資格も資質も無い](#)

2012年05月23日(水)

- [\[児童ポルノ・児童買春\]無資力を理由に罰金併科を回避した地 ...](#)
- [スウェーデンで「非実在青少年」裁判、マンガ翻訳家が児童ポ ...](#)

2012年05月22日(火)

- [読書ノート 斉藤貴男著「東京を弄んだ男-空疎な小皇帝石原 ...](#)
- [トホホな社会 93](#)
- [2012年05月22日のツイート](#)

2012年05月21日(月)

- [男子中学生\(13\)の下半身、公共施設で触った44歳男のア ...](#)
- [【話題】2ちゃんねるで「削除人」の肩書を持つ30代の男 ...](#)
- [「.kyoto」事業開始に向けゼミ開講、新規ビジネスなど企画します](#)
- [\[性犯罪\]裁判員裁判の量刑 プロより厳罰化？](#)
- [Sun, May 20](#)

2012年05月20日(日)

- [\[FAQ児童ポルノ・児童買春\]\[性犯罪\]\[青少年条例\]地元弁護士 ...](#)
- ["イギリスでは「ロリコンエロ漫画禁止法」に対して、「実在 ...](#)
- [\[読書\]川本耕次『ポルノ雑誌の昭和史』](#)

2012年05月19日(土)

- [5-19/利点もあるうが、弊害の方が大きそう?...虚構新聞](#)
- [【名も無き市民の会】第180回国会請願署名、追加募集中](#)
- [\[Twitter\]\[雑記\]2012年05月18日のひとりごと](#)
- [カナダの日本人元大学教員、児童ポルノで有罪](#)

[児童ポルノ法が私に及ぼした実害と、今後増えると予想される ...](#)

- [\[主にライトノベルを読むよ^0^ / \] 『冴えない彼女の育て方 ...](#)

2012年05月18日(金)

- [\[児童ポルノ・児童買春\]「2ちゃんねる」が揺れる“違法情報 ...](#)
- [江平中学校の相良澄友校長が所持していた合法児童ポルノ一覧](#)
- [だから「ネオコン・新自由主義信奉者」は馬鹿なのです。守る ...](#)
- [43歳女 女子高生装い自分の裸？をネットで販売](#)
- ["一方、児童ポルノの摘発に力を入れるスウェーデン警察は、 ...](#)
- [宿の窓辺から](#)
- [はちま起稿](#)
- ["山本委員より、「表現の自由があるということは分かるが、 ...](#)
- ["一方、児童ポルノの摘発に力を入れるスウェーデン警察は、 ...](#)
- ["一方、児童ポルノの摘発に力を入れるスウェーデン警察は、 ...](#)
- [\[性犯罪\]\[児童福祉法\]「裁判員の方々にわかりやすいよう被害 ...](#)
- [スウェーデンで「非実在青少年」裁判 マンガ翻訳家が児童ポ ...](#)
- [05/17のツイートまとめ](#)
- [5月17日\(木\)のつぶやき](#)
- [極悪非道の詐欺事件だけど、なんで1700円のために犯罪を犯す ...](#)
- [2012年05月17日のツイート](#)
- [Thu, May 17](#)
- [BLと一般向で名義を変えているマンガ家](#)
- [\[twitter\]2012年05月18日の、](#)

2012年05月17日(木)

- [スウェーデンで「非実在青少年」裁判 マンガ翻訳家が児童ポ ...](#)
- [スウェーデン警察の見解](#)
- [2012/05/17 ニュースメモ 17:30 ~ 18:00](#)
- [ティーンエイジャー空巣で補導](#)
- [「女子高生です...私の裸の写真、買ってください」自分の裸 ...](#)
- ["山本委員より、「表現の自由があるということは分かるが、 ...](#)
- [\[発掘ログ\]\[整理\]\[漫画\]Handley Case #2 \(2010年2月\)](#)
- [「女子高生です...私の裸の写真、買ってください」自分の裸 ...](#)

合計：176799 今日：8 昨日：33